（様式２－１５）

令和７年　　月　　日

守秘義務の遵守に関する誓約書

福岡市長　様

〔入札参加者の代表企業〕

所在地

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

当社は、今般、福岡市（以下「市」という。）から、令和７年４月10日に公告された「福岡市博物館リニューアル事業」に係る事業者選定（以下「本入札」という。）における応募提案を検討すること（以下「本目的」という。）を目的として、本入札に係る説明書（令和７年４月10日公表）に定められた資格審査通過者にのみ開示される追加資料及び適宜必要な情報（以下これらを総称して「守秘義務対象資料」という。）の開示を受けることを希望します。つきましては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

　１　当社は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

　２　当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を当社に対して誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社の代理人、補助者その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部または一部を開示することができるものとします。また、当該開示により被開示者に発生する損害については当社がその損害を賠償することを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、市から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第３条（善管注意義務）

当社は、市から提供を受けた守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

市から提供又は開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条理等（以下「法令等」という。）により市に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本目的検討の結果入札書類の提出に至らなかった場合及び入札参加の結果落札者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市に生じた損害を賠償することを約束します。

第７条（書類の返還）

当社が、本目的検討の結果、入札書類の提出に至らなかった場合、入札参加の結果落札者として選定されなかった場合及び落札者決定後事業契約締結までの間に落札者としての資格を喪失した場合、受領した守秘義務対象資料は、その写しも含めてすべて速やかに返却することを約束します。

第８条（定義）

　本書において、特段に定める場合の他、本書における用語の定義は、本入札の入札説明書等の定めるところによることとします。

（様式２－１７－１）

令和７年　　月　　日

追加資料開示申込書兼誓約書

（あて先）

福岡市長

所在地

商号又は名称

代表者名

「福岡市博物館リニューアル事業」に関する追加資料の開示について下記の通り申し込みます。なお、開示にあたっては、下記のとおり誓約いたします。

記

１　開示を受ける資料は、以下のとおりです。

■貸与を受ける資料

○ 添付資料8-2-1　什器リスト（移設分）Excel版

○ 添付資料8-3-1　什器リスト（廃棄分）Excel版

○ 添付資料31-1　収蔵資料リスト①

○ 添付資料31-2　収蔵資料リスト②

○ 添付資料31-3　収蔵資料リスト③

○ 添付資料31-4　収蔵資料リスト④

○ 添付資料31-5　収蔵資料リスト⑤

○ 添付資料31-6　収蔵資料リスト⑥（民俗資料収蔵庫保管分）

○ 添付資料31-7　収蔵資料リスト⑦（IDなし）

〇 添付資料31-8　収蔵資料リストについて

２　追加資料の取扱いについて、下記のことを遵守します。

* 本事業の公募に参加する目的のためにのみ本資料の開示を受けるものであり、本目的以外に本資料を利用しない。
* 開示を受けた資料は秘密として保持するとともに、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意する。
* 本事業の落札者とならなかった場合であっても、開示を受けた資料の秘密保持は存続するものとする。
* 貸与された資料は、令和７年11月30日（日）までに市に返却する。また、貸与を受けた資料を複写等した場合には、返却日までにすべて安全かつ確実に破棄する。

（担当者連絡先）

|  |  |
| --- | --- |
| 所属 |  |
| 氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| Ｅ－ＭＡＩＬ |  |